「 | 0.1% m／m, and／or | □ | 」を
「 | 2.4　揮発性有機化合物質（VOCs）（第15規則） | | 」
「 | 0.1% m／m | □ | 」に、
「 | 2.4　揮発性有機化合物質（VOCs）（第15規則） | | 」
「 | VOC management Plan approval reference : | □ | 」を
「 | VOC management Plan approval reference : | | 」に、
「 | installed before 1 January 2000 that complies with : | □ | 」を
「 | installed before 1 January 2000 that complies with : | | 」に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第四号の二様式については、平成二十三年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に国際航海に従事する総トン数百五十トン以上のタンカーに交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急装置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（以下「旧検査規則」という。）第十二号様式の国際油汚染防止証書は、当該タンカーについて施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（以下「新検査規則」という。）第十二号様式の国際油汚染防止証書とみなす。

3　この省令の施行の際現に前項のタンカー以外の船舶に交付されている旧検査規則第十二号様式の国際油汚染防止証書は、新検査規則第十二号の四様式の国際油汚染防止証書とみなす。

4　この省令の施行の際現に交付されている旧検査規則第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書は、新検査規則第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

○国土交通省令第五十七号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十二条及び第三十六条の三第一項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項中「二百十二度三千八百十メートル」を「二百十三度三千八百十メートル」に改める。

別表第二名古屋の部東航路の項第五号中「二百五度二千七百メートル」を「二百七度二千六百十メートル」に改め、同項第六号中「三百四十四度千九百三十メートル」を「三百四十二度二十分千九百九十メートル」に改め、同部西航路の項第一号中「二百十三度千四百四十メートル」を「二百十四度千四百五十メートル」に改め、同項第五号中「二百五度二千七百メートル」を「二百七度二千六百十メートル」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十二月十五日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十一条第一項及び第百十九条の二の規定に基づき、船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令

船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「危険標識」を「警告標識」に改め、同条第二項中「、危険標識、注意標識、救護標識又は用心標識」を「、警告標識、安全状態標識又は指示標識」に改める。

第二十四条の二中「油をいう。）を運送する場合」を「油をいう。以下この条において同じ。）をばら積みで運送する場合又は燃料油を搭載する場合」に改め、同条第二号中「荷送人」を「油をばら積みで運送する場合にあつては、荷送人」に改め、同条第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　燃料油を搭載する場合にあつては、燃料油供給者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了するまでは、この省令による改正後の船員労働安全衛生規則第二十四条の二の規定は、適用しない。

官庁報告

国家試験

平成23年度春期情報処理技術者試験

情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第4条の規定に基づき、平成23年度春期情報処理技術者試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成22年12月1日

経済産業大臣　大畠　章宏

1　試験を実施する期日　平成23年4月17日（日）

2　試験地

(1)　「3　試験の区分」に掲げられている試験全てを実施する試験地　札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、新居浜、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

(2)　情報セキュリティスペシャリスト試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　八王子、横浜・川崎、藤沢

(3)　応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　厚木

(4)　注意事項

①　試験会場は、指定できないものとする。

②　試験地は周辺の市町村を含む。藤沢試験地は、小田原地区を含む。

③　埼玉、千葉、柏、東京、八王子、横浜・川崎、藤沢、厚木、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、和歌山の各試験地で収容能力を越えた場合には、それぞれ隣接する試験地での受験とする。なお、事前に通知は行わないものとする。

3　試験の区分

プロジェクトマネージャ試験
データベーススペシャリスト試験
エンベデッドシステムスペシャリスト試験
情報セキュリティスペシャリスト試験
システム監査技術者試験
応用情報技術者試験
基本情報技術者試験
ＩＴパスポート試験